

各市町村教育委員会次・課長 様

北海道教育庁学校教育局部活動改革推進課課長補佐

令和6年度中学校における部活動指導員配置促進事業に係る事業計画書(案)等の提出について

このことについて、別添の「地域スポーツ・文化芸術活動体制整備事業費補助金(地域クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員配置促進事業)実施要綱」及び「地域スポーツ・文化芸術活動体制整備事業費補助金(地域クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員配置促進事業費補助金交付要綱)」に基づき事業の実施を予定しています。本事業の「中学校における部活動指導員配置促進事業」について補助申請を希望する市町村教育委員会は、関係書類を管轄教育局に提出してください。

なお、関係書類の提出に当たっては、スポーツ庁と文化庁において制定された実施要綱及び交付要綱や令和6年度版Q&A等の内容を確認いただきますようお願いいたします。

本事業については、令和6年度当初予算案の成立が前提となり、今後の議会審議等の状況により変更がありうることについて、あらかじめご承知おき願います。

記

## 1 送付書類

- (1) 事業計画書(教育第2号様式)
- (2) 令和6年度中学校における部活動指導員配置促進事業配置内容(市町村用)
- (3) 申請に当たってのチェックリスト
- (4) 地域スポーツ・文化芸術活動体制整備事業費補助金(地域クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員配置促進事業)実施要綱…道
- (5) 地域スポーツ・文化芸術活動体制整備事業費補助金(地域クラブ活動体制整備事業及び学校における部活動指導員配置促進事業)交付要綱…道
- (6) 地方スポーツ振興費補助金(地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業)交付要綱…スポーツ庁
- (7) 地方スポーツ振興費補助金(地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業)実施要領…スポーツ庁
- (8) 文化芸術振興費補助金(地域文化クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業)交付要綱…文化庁
- (9) 文化芸術振興費補助金(地域文化クラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業)実施要領…文化庁
- (10) 中学校における部活動指導員の配置支援事業Q&A(令和6年度版(2024/2/2時点))
- (11) 部活動指導員の任用に当たっての留意事項
- (12) 部活動指導員の補助年限の見直しの考え方について

## 2 提出書類

提出書類については、運動部と文化部は別様で作成してください。

- (1) 事業計画書(間接補助事業用)
- (2) 令和6年度中学校における部活動指導員配置促進事業配置内容(市町村用)
- (3) 申請に当たってのチェックリスト
- (4) 補助対象経費の単価に係る根拠規定の写し
- (4) 設置する学校に係る部活動の方針(市町村の部活動方針)

## 3 提出期日

令和6年(2024年)2月20日(火)

## 4 提出先

貴市町村を管轄区域とする教育局

## 5 補助の要件

- (1) 本事業により部活動指導員を配置する場合は、実施市町村内の全ての中学校の全ての部活動において、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)」(活動時間:週11時間程度(平日2時間、学校の休業日(学期中の週末を含む)3時間)、休養日:週2日以上(平日1日、土曜日及び日曜日1日以上)、部活動指導員に対する研修など)を遵守すること。

- (2) 実施市町村が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うこと。
- (3) 部活動指導員が指導を行う場合、原則、単独で指導を行うこと。
- (4) 部活動指導員が引率を行う場合、原則、単独で引率を行うこと。(生徒数や大会日程等の事情により、複数名での引率が必要な場合は、この限りではない。)
- (5) 別に定める様式により、教員の部活動指導に係る在校等時間を客観的に把握し、削減状況を報告すること。

## 6 補助対象経費

本事業に係る補助対象経費は、公立の中学校において実施される部活動において、当該学校の設置者が部活動指導員(会計年度任用職員に限る。)を配置するために要する経費のうち、次に掲げるものとします。

- (1) 報酬(社会保険料(本人負担分に限る)を含む。)
- (2) 期末手当・勤勉手当
- (3) 交通費(ただし、次の条件を全て満たす場合に限る。)
  - ア 人材バンクの立ち上げ、または人材バンクの立ち上げ計画の作成、もしくは道が設置する人材バンクについて、住民に広く周知するなどの方法により、積極的に参画する学校設置者
  - イ 交通手段が車(他の交通手段がなく、且つ距離等の事情により真に車での通勤がやむを得ない場合に限る。)

## 7 交付予定額

事業計画書等の内容を審査の上、道の予算の範囲内において、交付予定額を決定することから、希望する補助申請額とならない場合があること。なお、交付予定額は、本年3月末に連絡する予定ですが、正式な申請までに補助申請額の変更や重要な事業計画の変更がある場合は、速やかに担当まで連絡すること。

## 8 留意事項

- (1) 部活動指導員が担当する部活動においては、部活動指導員が顧問を担うことが望ましいこと。
- (2) 同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置は、5年以内のものに限る。ただし、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において引き続き部活動指導員の配置に取り組むとともに、今後の地域連携・地域移行に関する方針を策定済み又は策定予定である場合は、この限りでないこと。具体的には、改革推進期間において、引き続き部活動指導員の配置に取り組むとともに、今後の地域連携・地域移行に関する方針を策定済又は策定予定の自治体については、当該部活動指導員の配置に係る補助金の交付申請を行うことを可能とすること。
- (3) 交通費は、通勤手当相当のものであり、大会の引率等に係る出張旅費については対象外とすること。
- (4) 週休日の部活動の指導時間が3時間を超えた場合は、生徒のケガ対応等のやむを得ない場合を除き補助対象外となること。(Q&A問2-39)
- (5) 大会参加の場合は、1日の活動時間が国のガイドラインに示されている時間を超えても補助対象として差し支えない。なお、ガイドラインでは、「週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること」とされていることに留意すること。(Q&A問2-40)
- (6) 事業計画書の「補助事業等の実施により見込まれる効果」欄には、具体的な数値を用いた「成果目標」と「成果指標」を記載すること。また、実績報告の際には、その成果(達成状況)を報告すること。
- (7) 部活動指導員の発掘は、「ほっかいどう部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」を活用すること。なお、登録者の名簿は、登録の都度更新し、各教育局に共有しているので、登録者の情報提供を希望する場合は、管轄する教育局に照会すること。

部活動改革推進係  
担当：森  
電話：011-206-6067